

広島県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十三年二月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

甲田作木線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市高宮町川根字釜岩六九番一地从先から 安芸高田市高宮町川根字釜岩七〇番一地从先まで	二六・四〇〇	六・二〇〇 二二・〇〇〇	二〇・〇〇〇 二六・四〇〇	一三〇・〇〇〇	拡幅